

<労働組合法第7条第1号該当（不利益取扱い等）>

第1 請求する救済の内容

1 被申立人は、以下の措置を取らなければならない。

（第2に記載の事実について、どのような措置を命じることを求めるのか、具体的に記載してください）

（記載例）会社は組合員に対する人事上の不利益な取扱いを直ちに改めるとともに、○ ○年以降、組合員に対する差別が行われていなかったとすれば受け取ることができた賃 金や一時金相当額と実際に組合員が受け取った金額との差額を支払うこと。

2 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の掲示等

求める 求めない

（いずれかにチェックしてください）

第2 不当労働行為を構成する具体的事実

(労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、又はこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことで、使用者のどのような行為によって、いつ、どのような不利益を被ったのか、チェックシートにチェックした項目に即して具体的に記載してください。)

(記載例) ○○年頃から、会社と組合は賃金や一部の部門の他企業への事業譲渡等をめぐって対立していた。このような中で、○○年以来、組合員は非組合員と比べて昇給や一時金等に関して差別を受け、低く抑えられている。会社はこれを人事評価の結果であると主張しているが、真の理由は会社の組合に対する嫌悪感によるものである。

※ 労働組合法第7条第4号に該当するとして申し立てる場合も、この様式を使用してください。